

「市税の減免措置見直しにかかる有識者会議」議事概要

【開催日時等】

- 開催日時 平成 24 年 8 月 10 日（金）10：55～13：25
- 大阪市役所 5 階 政策企画室会議室
- 出席者 高橋 洋一 嘉悦大学教授（大阪市特別顧問）
前田 高志 関西学院大学教授
上村 敏之 関西学院大学教授
以下、市側の出席者については省略
- 財政局より見直しの基本的な考え方を説明
 - ・ 天災などの災害及び担税力の喪失にかかるものは継続（一部基準の見直し）
 - ・ 公益上の必要から措置されているものについては、財政支援の必要性を求める所属がない場合、原則廃止。財政支援の必要性を求める所属がある場合に、市税の減免措置による必要があるかどうか検討
- 税務部案の説明
資料参照
- 意見交換
 - ・ 減免措置をゼロベースで見直すのであれば、原則的にはすべて廃止し、何らかの支援が必要であれば予算化して補助金等で措置することとし、補助金よりも減免措置がよいという特別な理由があれば、例外的に減免措置を残すということにしてはどうか。なお、減免措置を残す一例としては、減免措置を廃止することで納税者と行政の事務的なコストが増加する場合が考えられる。
 - ・ 減免措置について透明性を高めるために、予算編成時に目的・効果を明らかにしチェックできるよう、減免の金額を公表すべき。その際の公表の方法については、どのような形態がふさわしいかは、周到的議論が必要である。
 - ・ 減免措置は対象納税者以外の市民にとっては負担となるので、それを超える公共性や公益性があることを説明することが必要。
 - ・ 減免措置は恒久的なものではなく、一定の時限を区切って効果を検証すべき。
 - ・ 減免の妥当性をめぐる第三者（市民）からの訴訟では、公共性や公益性に対して厳しい判断を示した判例が存在する。公益性や公共性を理由とする政策的なものについては、導入後、年数が経過しているものを中心に厳格に見直すことが必要。
 - ・ 基本的なところについては、3 人とも異論なし。